

令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託公募型プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 9 日

長井市長 内谷 重治

令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、時間的観点から交通空白である市営バスについて、既存の輸送資源を有効活用し、利用者利便の向上を図ることで、地域内交通と経済の活性化を目指すため、現状分析を行い、改善策の検討を行うことを目的とする事業を推進するに当たり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託

(2) 業務内容

「令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

(4) 提案上限額

4, 9 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 費用

業務の実施に必要な費用、打ち合わせ・納品に係る交通費等、全ての費用を含むものとする。

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 方式

公募型

(3) 審査方法

市が別で定める委員により組織された「令和 7 年度長井市交通空白解消緊急対策事業調査検討業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最適な受託候補者を選定するものとする。

(4) 参加要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- ① 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- ⑥ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑦ 業務一括を再委託しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ⑨ 契約期間中は、打合せ等に迅速に対処できること。
- ⑩ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整ができること。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受託候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について仕様書に基づき、提案を求めるものである。また、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

4 プロポーザルの日程

日 時	内 容
令和7年7月 9日（水）	プロポーザル参加者の募集開始
7月22日（火） 17時	参加表明書等の提出期限 プロポーザルに係る質問書の提出期限
7月25日（金）	質問への回答予定
7月31日（木） 17時	企画提案書等の提出期限

8月 6日（水） 13時30分	面接審査（プレゼンテーション等）
8月中旬（予定）	審査結果通知

5 プロポーザルの事務手順

（１） プロポーザル参加者の募集

① 募集方法

長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。

② 公募期間

令和7年7月9日（水）から7月22日（火）まで

（２） 参加表明書等の提出

① 提出期限

令和7年7月22日（火） 17時必着

② 提出書類

ア 参加表明書 （様式第1号） 1部

イ 会社概要 （様式第2号） 7部

ウ 類似業務実績調書（様式第3号） 7部

※ 本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別紙1の書類を併せて提出すること。

（３） 提出方法

持参又は郵送（一般書留）

※ 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

※ 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

※ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

（４） 提出先

下記12のとおり。

（５） 質疑

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、公募型プロポーザル参加表明書と併せて質問書（様式第4号）を1部提出すること。回答は、7月25日（金）まで参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

6 企画提案書等の提出

（１） 提出期限

令和7年7月31日（木） 17時必着

（２） 提出書類

① 企画提案書（任意様式） 7部

- ・ 仕様書に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。なお、業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・ 書面（用紙）はA4版又はA3版で提出すること。頁数は表紙、目次を含めて20頁以内と

すること。なお、A3版で提出する書類は折り込んでA4版と同等のサイズで提出すること。

- ・ 電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントのいずれかの形式又はPDF形式によるものとし、メールで提出すること。
- ・ 企画提案書を要約した概要版を2頁以内で作成すること。

② 見積書及び見積内訳書（任意様式）7部

- ・ 金額は、税抜価格及び税込価格を記載すること。
- ・ 仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。

(3) 提出方法

書面については持参又は郵送（一般書留）、電子データはメール

※ 書面を郵送する場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

※ 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

※ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(4) 提出先

下記12のとおり。

7 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、審査委員会が実施し、別紙2の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加表明書等を提出した者に、別途通知する。

(1) 日時

令和7年8月6日（水）13時30分から

(2) 場所

長井市役所2階 市民防災研修室2（北）

(3) 内容

- ・ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。
- ・ プレゼンテーションは企画提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。
- ・ 出席者は3名以内とする。

(4) 設定時間

1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分程度）

(5) その他

- ・ 審査委員会は非公開とする。
- ・ 市がHDMIで接続可能なモニターを準備する。パソコン等（Mac 端末不可）は各自準備すること。

8 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。ただし、契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。

10 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

12 連絡・書類等提出先

長井市 地域づくり推進課 公共交通ネットワーク推進室 担当：佐藤、堤

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8005（内線 327） FAX：0238-87-3368

E-Mail：p-transport@city.nagai.yamagata.jp